

大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について

事業主証明等がなくとも労災保険給付の請求を受け付けます。

今回の福岡県・大分県等における大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」と言います。）で、被災された方等が労災請求をされる場合、通常は労災保険給付請求の手続きをする際には、所定の欄に「所属事業場の事業主の証明」及び「医師等診療担当者の証明」がそれぞれ必要となります。

しかし今回の災害により、事業場が倒壊するなどの事業主証明を受けることが難しい場合、当面の間、事業主証明がなくとも請求書を受け付けます。

また、今回の災害で療養を受けていた医療機関が倒壊するなどし、医師等診療担当者の証明を受けられない場合にも、同様に当面の間、診療担当者の証明がなくとも請求書を受け付けます。

上記の「事業主の証明が受けられない場合」、「診療担当者の証明が受けられない場合」には、労災請求される方が請求書の証明欄に「証明を受けられない理由をご記入ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署（別紙のとおり）又は福岡労働局労働基準部労災補償課（TEL 092-411-4799）までお問い合わせください。

労働基準監督署所在地一覧

監督署名		所在地	電話・FAX番号		管轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1	TEL 092-761-5604(労災) TEL 092-761-5605(業務) TEL 092-761-5607(方面) TEL 092-761-5608(安衛) FAX 092-761-5616		福岡市(東区を除く), 春日市, 大野城市, 筑紫野市, 太宰府市, 糸島市、筑紫郡
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL 092-661-3770 FAX 092-661-4178	福岡市東区, 宗像市, 古賀市, 福津市, 糟屋郡	
北九州地域	北九州西	〒806-8540	TEL 093-622-6550	北九州市八幡東区, 八幡西区, 戸畑区, 若松区, 中間市, 遠賀郡	
		北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	FAX 093-622-6555		
	北九州東	〒803-0814	TEL 093-561-0881	北九州市小倉北区, 小倉南区	
		北九州市小倉北区大手町 13-26	FAX 093-561-1197		
	北九州東 門司支署	〒800-0004	TEL 093-381-5361	北九州市門司区	
		北九州市門司区北川町 1-18	FAX 093-381-5363		
行橋	〒824-0005	TEL 0930-23-0454	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡		
	行橋市中央 1-12-35	FAX 0930-23-0453			
筑豊地域	飯塚	〒820-0018	TEL 0948-22-3200	飯塚市, 嘉麻市, 嘉穂郡	
		飯塚市芳雄町 13-6	FAX 0948-22-3202		
	田川	〒825-0013 田川市中央町 4-12	TEL 0947-42-0380 FAX 0947-42-0382	田川市, 田川郡	
直方	〒822-0017 直方市殿町 9-17	TEL 0949-22-0544 FAX 0949-22-0502	直方市, 宮若市, 鞍手郡		
筑後地域	大牟田	〒836-8502	TEL 0944-53-3987	大牟田市, 柳川市, みやま市	
		大牟田市小浜町 24-13	FAX 0944-53-3990		
	久留米	〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-33-7251 FAX 0942-33-7254	久留米市, 大川市, 朝倉市, 小郡市, うきは市, 三井郡, 三潴郡, 朝倉郡	
八女	〒834-0047 八女市稲富 132	TEL 0943-23-2121 FAX 0943-23-2123	八女市, 筑後市, 八女郡		